

経 済 産 業 省

20251027貿局第4号
輸出注意事項2025第28号
経済産業省貿易経済安全保障局

「うなぎの稚魚の輸出承認について」（平成19年4月9日付け輸出注意事項19第14号）を廃止する規程を次のとおり制定する。

令和7年11月14日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「うなぎの稚魚の輸出承認について」の廃止について

「うなぎの稚魚の輸出承認について」（平成19年4月9日付け輸出注意事項19第14号）は、令和7年11月30日限りで廃止する。